

田 辺 市 地 域 防 災 計 画

本編

(令和元年度修正)

田 辺 市 防 災 会 議

目 次

第 1 編 総 則

	1-
第 1 章 計画の方針	1
第 1 節 計画の目的及び内容	2
第 2 節 計画の修正	3
第 3 節 計画の周知徹底	3
第 4 節 用語	3
第 2 章 市の概況	5
第 1 節 自然的条件	6
第 2 節 社会的条件	12
第 3 節 災害とその特性	13
第 4 節 災害履歴	21
第 3 章 災害の危険性	29
第 1 節 土砂災害	30
第 2 節 風水害	32
第 4 章 地震及び被害の想定	34
第 1 節 地震の想定	35
第 2 節 被害の想定	37
第 5 章 防災の基本方針	39
第 1 節 前提となる認識事項	40
第 2 節 行政の責務と市民の心構え	41
第 3 節 防災施策の大綱	41
第 6 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	44
第 1 節 市及び県の機関	45
第 2 節 指定地方行政機関	46
第 3 節 自衛隊	47
第 4 節 指定公共機関	48
第 5 節 指定地方公共機関	49
第 6 節 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	50

第2編 災害予防計画

2-

第1章 災害に強いまちづくり	1
第1節 防災まちづくり計画	2
第2節 公共土木施設等の整備計画	7
第3節 土砂災害等予防計画	10
第4節 水害予防計画	14
第5節 火災対策計画	18
第6節 ライフライン施設整備計画	22
第7節 危険物等災害予防計画	27
第8節 文教対策計画	31
第9節 農林水産関係災害予防計画	33
第10節 地震防災施設緊急整備計画	35
第2章 災害に強いシステムづくり	37
第1節 防災体制の整備計画	38
第2節 災害情報網整備計画	41
第3節 避難体制整備計画	43
第4節 津波避難対策計画	46
第5節 災害時医療体制整備計画	49
第6節 水・食料・生活物資等確保計画	52
第7節 緊急輸送のための整備計画	55
第8節 災害軽減のための計画	58
第9節 災害対策拠点等の整備	62
第10節 受援計画	63
第3章 災害に強い人づくり	64
第1節 防災教育及び広報	65
第2節 自主防災活動	68
第3節 防災訓練	72
第4節 要配慮者対策	74
第5節 ボランティアの活動環境整備	79

第3編 災害応急対策計画

	3-
第1章 防災組織計画	1
第1節 組織計画（風水害等時）	2
第2節 組織計画（地震・津波時）	20
第3節 動員計画	27
第4節 水防計画	32
第5節 広域応援の要請・受入れ	33
第6節 自衛隊に対する災害派遣要請	41
第7節 緊急消防援助隊に対する応援要請	45
第8節 災害対策要員の確保	48
第9節 災害ボランティアの受入れ	51
 第2章 情報応急活動	 54
第1節 気象予警報等の伝達	55
第2節 津波等地震関連情報の伝達	74
第3節 災害通信体制の確立	87
第4節 被害情報の収集・伝達	92
第5節 災害広報・広聴対策	97
 第3章 初動期の応急対策活動	 104
第1節 水防応急対策	105
第2節 山地災害等の警戒活動	107
第3節 消火・救助・救急活動	111
第4節 救急医療対策	115
第5節 応急避難対策	119
第6節 緊急輸送対策	135
第7節 交通対策	139
第8節 ライフラインの緊急対応	145
第9節 公共施設等災害応急対策	146
第10節 特殊災害応急対策	148
第11節 農林水産業関係災害応急対策	155
 第4章 被災者救助対策活動	 158
第1節 被災者救出活動	159
第2節 災害救助法の適用	161
第3節 避難所の開設・運営等	164

第4節	要配慮者支援対策	168
第5節	被災者生活救援対策	170
第6節	建築物・住宅応急対策	177
第7節	文教対策	181
第5章	復旧応急対策活動	185
第1節	遺体の収容・処理及び埋葬	186
第2節	廃棄物処理対策	189
第3節	保健衛生活動	193
第4節	社会秩序の維持	196
第5節	ライフラインの応急対策	198
第6節	交通の機能確保	202
第7節	環境保全対策	204
第8節	動物保護管理支援計画	206
第9節	義援金及び救援物資の募集・配分	208
第10節	被災者支援対策	211

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	災害復旧計画	4- 1
第1節	公共施設等の災害復旧	2
第2節	激甚災害の措置	5
第2章	災害復興計画	7
第1節	災害復興事業の推進	8
第2節	住宅の確保	10
第3節	中小企業の復興支援	12
第4節	農林漁業の復興支援	13

附編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	附-	1
第1 推進計画の目的		2
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱		2
第2章 関係者との連携協力の確保		3
第1 資機材、人員等の配備手配		4
第2 他機関に対する応援要請		4
第3 帰宅困難者への対応		4
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項		5
第1 津波からの防護		6
第2 津波に関する情報の伝達等		6
第3 避難指示等の発令基準		7
第4 避難対策等		7
第5 消防機関等の活動		9
第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係		9
第7 交通		11
第8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策		11
第9 迅速な救助		12
第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等		14
○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置		15
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等		15
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における 災害応急対策に係る措置		15
第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、 災害対策本部等の設置等		15
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知		15
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等		15
第4 災害応急対策をとるべき期間等		16
第5 避難対策等		16

第6	消防機関等の活動	17
第7	警備対策	17
第8	水道、電気、ガス、通信、放送関係	17
第9	交通	18
第10	市が自ら管理を行う道路、河川その他の施設に関する対策	19
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における		
	災害応急対策に係る措置	20
第1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、 市の災害に関する会議等の設置等	20
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	20
第3	災害応急対策をとるべき期間等	20
第4	市のとるべき措置	21
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	22
第6章	防災訓練計画	25
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	27
第8章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	30